

水第1982号

令和6年11月19日

福井県漁業協同組合連合会長 様  
各沿海漁業協同組合長 様

福井県農林水産部水産課長  
(公印省略)

冬季における漁船事故の防止に向けた安全対策の周知について

日頃より、漁船の安全操業の推進に御協力をいただきありがとうございます。

水産庁より、冬季における漁船事故の防止に向けた安全対策について、別紙のとおり通知がありましたので、リーフレットと併せて送付させていただきます。

これから冬を迎え、西高東低の気圧配置による荒天が予想されるとともに、水温の低下により海難事故が人命に関わる重大な事故につながる可能性が高くなります。

つきましては、漁船の安全操業に関し、改めて貴管下の漁船所有者等に対して周知・徹底を図られるよう御協力をお願いします。

福井県農林水産部水産課

水産課漁業管理グループ 長島

TEL : 0776-20-0435

FAX : 0776-20-0653

6 水漁第 1159 号  
令和 6 年 11 月 11 日

都道府県水産主務部

漁船安全操業対策担当課長（別記参照） 殿

水産庁漁政部企画課長

冬季における漁船事故の防止に向けた安全対策の周知徹底について  
（協力依頼）

平素から漁船の安全操業に関し、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁が公表している「海難の現況と対策」によると、令和 5（2023）年の漁船の事故は、全ての船舶事故隻数の約 2 割、船舶事故に伴う死者・行方不明者数の約 4 割を占めています。

また、船舶事故以外にも、漁船の甲板上では機械への巻き込みや転倒等の思わぬ事故が発生する傾向にあり、漁業者の労働災害発生率は、陸上における全産業平均の約 4 倍、一般船舶の 2 倍弱と、依然として高い水準が続いています。

本年 10 月 3 日には、島根県美保関町沖で未明に風速 15 メートル、波高 3 メートル、うねり 5 メートルの中で 9 人乗りのかにかご漁船による座礁事故も発生しました。当該事故では幸い乗組員は全員無事でしたが、ひとたび事故が発生すると、乗組員自身の生命が危険にさらされるだけでなく、家族等にも深い悲しみをもたらします。

これから冬を迎え、西高東低の気圧配置による荒天が予想されるとともに、水温の低下により海難事故が人命に関わる重大な事故につながる可能性が高くなります。

つきましては、漁船の安全操業に関し、下記について改めて貴管下の漁船所有者等に対して周知・徹底を図られるよう御協力をお願いします。

記

1. 船舶検査の実施

総トン数 20 トン以上の漁船（以下「大型漁船」という。）及び総トン数 20 トン未満の漁船（以下「小型漁船」という。）のうち 12 海里を超えて操業するものについては、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）において定期検査や中間検査の受検が義務付けられていますので、必ず受検してください。

2. 漁船の発航前検査の励行

大型漁船及び小型漁船については、それぞれ船員法（昭和 22 年法律第 100 号）及び船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）において、発航前検査が義務付けられています。

このため、エンジンの不具合がないかなど発航前検査を確実に実施してください。発航前検査により異状がある場合には、出航を見合わせる等の判断も重要です。

また、プロペラ点検口窓の締め付け不良等による事故が度々発生していることから、定期的に点検し、必要に応じて整備することも重要です(参考資料1)。

### 3. 発航前・航海中・操業時の安全確保

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

航海中・操業時は、常に周囲の見張りを励行してください。

天候の急変等、荒天が予想され、海難等の危険性がある場合には、操業を中止し、安全確保を優先させてください。

また、荒天時には、重量物の固定やドア・ハッチなどの開口部の閉鎖等を行い、重心を安定させ、船の復元性を確保することが転覆防止につながります(参考資料2)。

### 4. ライフジャケットの着用徹底

平成30年2月1日から、原則として、全ての漁船について、船室外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務化され、令和4年2月1日から、違反者には違反点数の付与が開始されましたので、乗船者のライフジャケットの着用を徹底させてください(参考資料3)。

### 5. 海難が発生した場合の対処

海難が発生した場合又はその可能性が予測される場合には、人命の安全確保を最優先として対応してください。人命又は漁船の救助に従事した場合も含め、直ちに海上保安庁(118番)へ通報してください。

### 6. AIS(船舶自動識別装置)の導入

漁船の衝突事故のうち約9割が見張り不十分等の人為的要因によるものです。AISは、船舶の位置、進路、速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステムで、荒天時でも船舶同士の動きが確認しやすくなり、衝突事故防止に役立ちます。

漁船へのAISの導入に当たっては、日本漁船保険組合において、AIS又は簡易型AISを搭載した漁船について保険料を一部助成する事業を行っておりますので、御活用ください。また、AISの導入が難しい場合には、自船と周辺船舶の位置情報等をスマートフォンに表示し、接近等の際にはアラームにより衝突等を未然に回避することが可能となるAISと同様の機能を有するアプリサービスも無料で利用できますので、御活用ください(参考資料4)。

7. 「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」の利用

労働災害を未然に防止するため、水産庁の補助事業により、「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」を全国で開催し、労働環境の改善や海難の未然防止などの知識を持った「安全推進員」やその安全推進員を指導する「安全責任者」を養成しています。受講料は無料となっていますので、積極的に御活用ください（参考資料5）。

8. 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）」の活用

日々の作業を安全に行うには、様々なルールや手順を順守する必要があります。このため、漁業者や漁業団体の方々に漁業現場において日々留意し取り組んでいただきたい事項を「個別規範：漁業」として整理しています。解説資料では、「個別規範：漁業」の各項目に記載された取組の必要性、具体的に行うべき取組の内容、関連する制度等について記載しておりますので、現場の漁業者への周知や指導用に御活用ください。

掲載先：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/210309.html>

9. 漁船の電気火災の防止

漁船における火災事故の多くは電氣的要因によるものです。漁労設備や照明、魚群探知機などの電気設備やその配線は、日光、風雨、海水などにさらされ、劣化しやすい環境に置かれていることから、定期的に点検してください。

以上